

建設汚泥再生利用指針検討委員会

第2回議事概要

日時：平成17年10月3日(月) 15:00~17:00

場所：国土交通省11階特別会議室(霞ヶ関合同庁舎3号館)

議事概要：

(1) 第1回資料の修正点について

嘉門委員長：資料1-4「3.再生利用の状況について」はアンケート結果であり、関東(1都3県)及び近畿地方で発生した全建設汚泥の再生利用状況ではないことに留意する必要がある。

日本土木工業協会阪本委員：資料1-7の空港盛土の適用用途標準について、同じ空港内でも空地や滑走路等様々な用途があると考えられるが、注意書き等は必要ないか。

国土交通省航空局建設課坂委員：実際の工事時には用途に応じて利用する品質は異なると考えられるが、設計段階で判断するものであり適用用途標準は特に区別する必要は無いと考える。

(2) 「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書目次構成(案)について

日本土木工業協会阪本委員：建設汚泥再生利用指針目次(案)について、本編「IV. 建設汚泥に関する現状」及び「V. 建設汚泥に関する課題」については、特出しせずに「I. 背景と目的」の中で記述するべきではないか。

嘉門委員長：阪本委員の意見については、記述量や使いやすさ等を考慮して事務局で検討の上必要に応じて見直して欲しい。

東京大学小澤委員：前回の指針と今回作成する指針との「考え方」の違いはどのような点か。

事務局：最も大きな変更点は「リサイクル原則化」を加えた点である。その他に、建設汚泥の排出側の視点のみではなく再生品の利用側の視点を追加した点、再生品の利用用途として工事間利用が主となる土質材料以外にも、市販品の購入が主となるものを追加した点である。

東京大学小澤委員：目次構成(案)には、「リサイクル」、「再生利用」という言葉が出てくるが、この2語については、なんらかの使い分けをしているのか。

事務局：指針の題名については、新たに作成するという意味をこめて「建設汚泥リサイクル指針」を「建設汚泥再生利用指針」と変更した。指針の目次内については「リサイクル」及び「再生利用」を使い分けているわけではない。

嘉門委員長：「リサイクル」と「再生利用」では、やや意味が異なる。「リサイクル原則化」という言葉が既にあるので、「リサイクル」は残した方が良いのではないか。用語の統一又は使い分けについては国土交通省で決めれば良いのではないか。

(3) 建設汚泥の不適正処理の防止について

全国産業廃棄物連合会浜野委員：建設汚泥の不適正処理防止策として、「建設汚泥のフローの把握」が挙げられており「発生から再生利用までのフローの把握」と記載されているが、最終処分する場合についても対象とするのか。

事務局：最終処分する場合についても対象とする。

全国産業廃棄物連合会浜野委員：処理業者の選定に際して優良処理業者評価制度を活用して頂きたい。

嘉門委員長：優良処理業者の評価については全国的に取り組んでいるのか。

環境省産業廃棄物課関委員：優良処理業者の評価制度はこの10月より施行された。法の遵守、環境保全への取組み、情報公開の実施の3点について評価する。優良業者には、諸手続きの簡素化や優良業者であることを公示されるメリットがあるが、事業範囲が広がるものではない。

嘉門委員長：実際には有償売却という名目で不適正処理されていることも多いと聞いている。資料2-7に挙げた防止策で、そのような不適正処理に対しても十分であるかどうか判断は難しいが、再生品の利用用途別の品質基準の策定と併せることで防止できると期待している。

日本土木工業協会阪本委員：建設汚泥再生品の利用量が増加すれば、結果として不適正処理は減少すると考えられるので、公共事業での利用拡大について検討して欲しい。

嘉門委員長：原則化ルールについては第3回の議題とすることを予定しているので、その際に議論して欲しい。

(4) 手続きの簡素化明確化、千葉モデル事業について

日本建設業団体連合会島田委員：首都圏においては、建築工事からも大量の汚泥が発生しているが、建築工事の場合には土木工事と異なり着工直後に建設汚泥が発生するため、個別指定等を行うには、工程的に時間的余裕がないことから既存中間処理施設へ搬出することが多い。そこで、中間処理業者を経由した千葉モデル事業のような制度については是非検討して欲しい。

国土交通省建設業課牧委員：千葉モデル事業は、中間処理業者を経由する制度であるが、期間の短縮等を目的とするものではない。

日本建設業団体連合会島田委員：中間処理業者を経由する制度を検討する中で、手続きの簡素化等の環境が整えられれば良いと考えている。

日本建設業団体連合会島田委員：実際の建設工事現場において、再生品を利用するか否かの意思決定権は発注者にある。隣接する工事現場において、同一発注者で元請業者が異なる場合等について発注者による自ら利用を認めても良いのではないか。

環境省産業廃棄物課関委員：廃棄物処理法の体系は複雑であり、そのような一断面のみを取り出して、「可能」か「不可能」かについて判断することは出来ない。

嘉門委員長：自ら利用では無理でも、個別指定であればありうるのか等、難しいとは思いますが検討して欲しい。

(5) その他

事務局：第1回委員会資料については、今回の修正資料をもとに公表したい。また、第2回委員会資料については、今回の議事概要を照会の上、議事概要とともに公表したい。

事務局：第3回委員会については、12月12日(月)10:00~12:00で開催する。

以上